

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する対応等について

平成 2 1 年 6 月

厚生労働省老健局振興課

1. 「静養ホームたまゆら」火災事故の被害状況

群馬県からの報告によると、施設概要、被害状況は以下のとおり。

(1) 施設概要

施設名：静養ホームたまゆら

設置主体：特定非営利活動法人彩経会（さいけいかい）（理事長 高桑 五郎）

所在地：渋川市北橋町八崎（ほっきつまちはっさき）2335-9

居室数：25室

建物規模等：木造、平屋建て3棟

対応の経緯：群馬県では当該施設が有料老人ホームに該当する可能性があるため、運営実態を報告するよう求めてきており、3月3日（火）になって設置者より報告がされたところ。

群馬県では、この報告に基づき、3月23日（月）に調査に入る予定であった。（法人にも連絡済み）

(2) 被害状況（平成21年3月21日（土）午後7時43分 渋川消防本部）

出火日時：3月19日（木）22時45分

事故当時の状況：入居者16人、職員1人、合計17人

死者：10人（うち3名は病院収容後死亡）

負傷者：1人（入院中）

その他生存者：6人（うち入居者5人は近隣の特養に一時待避。残り1人は職員。）

焼損程度：全焼2棟、半焼1棟

2. 対応状況

(1) 厚生労働省担当者の派遣

火災事故の実態把握及び関係行政機関との関係強化を図る観点から、3月22日（日）に厚生労働省担当者（1名）を現地に派遣。

(2) 再発防止のための緊急対応

- 3月23日（月）付けで、各都道府県に対して、未届の有料老人ホームの届出促進、防火安全体制及び処遇状況等の緊急点検を関係行政機関と連携して実施するよう通知を发出。

- 5月28日(木)に未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等について以下の通り公表を行った。

① 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況

	件数	割合
平成21年3月27日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	579件	—
平成21年3月27日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数	106件	—
有料老人ホーム非該当等	160件	—
有料老人ホームに該当しうる施設数	<u>525件</u>	100.0%
平成21年4月30日まで届出済	79件	15.0%
平成21年4月30日まで未届	<u>446件</u>	85.0%

※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

② 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数	525件	<u>80件</u>
平成21年4月30日まで届出済	79件	10件
平成21年4月30日まで未届	446件	70件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例

※ () 内の数字は指導した都道府県数

- ・ 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(6)
- ・ 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(4)
- ・ 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(3)
- ・ 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(2)
- ・ 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導(2)
- ・ 入居一時金の保全措置を講じるよう指導(2) 等

(3) 届出促進及び指導等の徹底

5月28日(木)に、次に掲げる項目を内容とする、未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について、全国介護保険担当課長会議において都道府県に対し要請するとともに通知を発出したところ。

- ・ 早急に届出を行うよう指導を徹底すること
- ・ 度重なる指導にも関わらず未届の場合は、罰則適用も視野に入れること
- ・ 届出がなくとも処遇改善等に係る改善命令等により指導を行うこと
- ・ 平成21年度補正予算におけるスプリンクラー設置費助成を活用すること
- ・ 届出促進、防火体制の整備等に当たって消防部局や建築部局と連携すること

また、未届の有料老人ホームの届出や指導等の状況については、引き続き10月末時点におけるフォローアップを行う予定。

有料老人ホームの概要等について

1. 定義

- 高齢者を入居させ、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設

※ 有料老人ホームについては、入居者保護を図る観点から、平成18年度より定義を改正し、指導監督の対象を拡大

(参考) 従来の定義

常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの

2. 行政の関与

- 老人福祉法第29条第1項に基づいて、設置者は、設置の事前に各都道府県知事あて届出を行わなければならない。

- 有料老人ホームに対する指導・監督は、都道府県の自治事務とされており、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」または各都道府県が地域の状況に応じて策定する指導指針に基づく行政指導が基本となる。

※ 平成19年3月20日付けで、各都道府県に対して、未届の有料老人ホームの把握と届出促進、入居者保護の徹底について関係行政機関と連携して実施するよう通知を发出。

3. 設置主体

株式会社、社会福祉法人、公社等、設置主体は問わない。

4. 有料老人ホームの提供する介護サービス

- 介護保険制度において「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

5. 有料老人ホーム数の推移

	元年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
施設数	155	246	288	662	980	1,418	2,104	2,846	3,569	4,245
入居定員	15,742	25,463	30,792	55,448	72,666	95,454	124,610	155,612	183,295	205,361

(注) 1. 平成元年、平成5年は社会福祉施設等調査(10月1日現在)

2. 平成10年以降は厚生労働省(旧厚生省)調べ(平成10年は4月1日現在/平成21年は4月30日現在/その他は7月1日現在。施設数は届出数。)